

計算書類に対する注記(法人全体)

1. 継続事業の前提に関する注記
記載すべき事項なし

2. 重要な会計方針
(1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・定額法
無形固定資産・・・定額法
(2) 少額のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

3. 重要な会計方針の変更
記載すべき事項なし

4. 法人で採用する退職給付制度
福祉医療機構の実施する退職共済制度に加入しています。
掛金については、費用処理しています。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分
当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっております。

- (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)については、当法人は社会福祉事業のみを行っているため、作成を省略しています。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
すぎのこ保育園拠点(社会福祉事業)において保育所で実施される地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、利用者支援事業については、同一のサービス区分としています。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	119,502,240	0	0	119,502,240
建物	556,851,524	0	33,952,624	522,898,900
取得価額の合計	676,353,764	0	33,952,624	642,401,140

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
記載すべき事項なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

土地(基本財産)所有権	埼玉県新座市野火止五丁目73番71	119,502,240 円
土地(基本財産)地上権	埼玉県新座市野火止五丁目73番72	0 円
建物(基本財産)	埼玉県新座市野火止五丁目73番71、72	102,525,471 円
建物(基本財産)	埼玉県志木市館一丁目614番地2	212,645,833 円
建物(基本財産)	埼玉県志木市館二丁目6番地6	207,727,596 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりです。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	期末残高
(独)福祉医療機構 3口	183,277,000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりです。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	729,206,215	206,307,315	522,898,900
構築物	60,132,064	20,783,941	39,348,123
車輛運搬具	2,304,225	1,878,218	426,007
器具及び備品	43,123,105	17,876,157	25,246,948
合計	834,765,609	246,845,631	587,919,978

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
記載すべき事項なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
記載すべき事項なし

12. 関連当事者との取引の内容
記載すべき事項なし

13. 重要な偶発債務
記載すべき事項なし

14. 重要な後発事象
記載すべき事項なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
記載すべき事項なし

計算書類に対する注記(本部拠点区分)

1. 重要な会計方針
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・定額法
2. 重要な会計方針の変更
記載すべき事項なし
3. 採用する退職給付制度
記載すべき事項なし
4. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっております。
 - (1) 本部拠点の計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書
当拠点区分におけるサービス区分は1つであるため、作成を省略しております。
5. 基本財産の増減の内容及び金額
記載すべき事項なし
6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
記載すべき事項なし
7. 担保に供している資産
記載すべき事項なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりです。

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	1,370,000	1,369,999	1
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
記載すべき事項なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
記載すべき事項なし
11. 重要な後発事象
記載すべき事項なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
記載すべき事項なし

計算書類に対する注記(すぎのこ保育園拠点区分)

1. 重要な会計方針
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産…定額法
無形固定資産…定額法
 - (2) 少額のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。
2. 重要な会計方針の変更
記載すべき事項なし
3. 採用する退職給付制度
福祉医療機構の実施する退職共済制度に加入しています。
掛金については、費用処理しています。

4. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっております。

(1) すぎのこ保育園拠点の計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書

当拠点区分におけるサービス区分は1つであるため、作成を省略しております。
すぎのこ保育園拠点において保育所で実施される地域子育て支援拠点事業、
一時預かり事業、利用者支援事業については、同一のサービス区分としています。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	119,502,240	0	0	119,502,240
建物	115,376,004		12,850,533	102,525,471
取得価額の合計	234,878,244	0	12,850,533	222,027,711

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
記載すべき事項なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

土地(基本財産)所有権	埼玉県新座市野火止五丁目73番71	119,502,240 円
土地(基本財産)地上権	埼玉県新座市野火止五丁目73番72	0 円
建物(基本財産)	埼玉県新座市野火止五丁目73番71、72	102,525,471 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりです。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	期末残高
(独)福祉医療機構 1口	16,170,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりです。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	253,363,892	150,838,421	102,525,471
構築物	23,574,425	13,428,201	10,146,224
車輛運搬具	509,727	195,112	314,615
器具及び備品	15,009,184	12,452,099	2,557,085
合計	292,457,228	176,913,833	115,543,395

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
記載すべき事項なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
記載すべき事項なし

11. 重要な後発事象
記載すべき事項なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
記載すべき事項なし

計算書類に対する注記(館第一すぎのこ保育園拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・定額法
無形固定資産・・・定額法

2. 重要な会計方針の変更

記載すべき事項なし

3. 採用する退職給付制度

福祉医療機構の実施する退職共済制度に加入しています。
掛金については、費用処理しています。

4. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっております。

- (1) 館第一すぎのこ保育園建設会計拠点の計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書

当拠点区分におけるサービス区分は1つであるため、作成を省略しております。
館第一すぎのこ保育園拠点において保育所で実施される一時預かり事業については、同一のサービス区分としています。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。 (単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	225,910,545		13,264,712	212,645,833
取得価額の合計	225,910,545	0	13,264,712	212,645,833

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

記載すべき事項なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

建物(基本財産) 埼玉県志木市館一丁目614番2 212,645,833 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりです。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 期末残高
(独)福祉医療機構 1口 94,107,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりです。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	252,439,969	39,794,136	212,645,833
構築物	27,795,519	6,071,496	21,724,023
車輛運搬具	279,498	240,607	38,891
器具及び備品	9,591,256	2,501,101	7,090,155
合計	290,106,242	48,607,340	241,498,902

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

記載すべき事項なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

記載すべき事項なし

11. 重要な後発事象

記載すべき事項なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

記載すべき事項なし

計算書類に対する注記(館第二すぎのこ保育園拠点区分)

1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産・・・定額法
無形固定資産・・・定額法

2. 重要な会計方針の変更

記載すべき事項なし

3. 採用する退職給付制度

記載すべき事項なし

4. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっております。

- (1) 館第二すぎのこ保育園拠点の計算書類(第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書

当拠点区分におけるサービス区分は1つであるため、作成を省略しております。
館第二すぎのこ保育園拠点において保育所で実施される地域子育て支援拠点事業については、同一のサービス区分としています。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりです。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	215,564,975	0	7,837,379	207,727,596
取得価額の合計	215,564,975	0	7,837,379	207,727,596

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

記載すべき事項なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりです。

建物(基本財産) 埼玉県志木市館二丁目6番地6 207,727,596 円

担保している債務の種類及び金額は以下のとおりです。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 期末残高
(独)福祉医療機構 1口 73,000,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりです。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	223,402,354	15,674,758	207,727,596
構築物	8,762,120	1,284,244	7,477,876
車輛運搬具	145,000	72,500	72,500
器具及び備品	18,522,665	2,922,957	15,599,708
合計	250,832,139	19,954,459	230,877,680

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

記載すべき事項なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

記載すべき事項なし

11. 重要な後発事象

記載すべき事項なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

記載すべき事項なし